

～介護保険に関するよくある質問～

確定申告等の介護保険料（社会保険料）控除について

1月1日から12月31日までに支払った介護保険料は、申告の際、社会保険料控除として計上することができます。金額は下記の方法でご確認ください。

① 65歳以上で特別徴収（年金天引き）により納めている方

翌年の1月下旬に、日本年金機構等から「公的年金等の源泉徴収票」が送られます。この通知書に年金から天引きされた金額が、社会保険料の金額として記載されています。

また、遺族年金及び障害年金（非課税年金のため日本年金機構等から源泉徴収票は送付されません。）から特別徴収されている方で申告をされる場合は、翌年1月以降に『介護保険料納付証明書』を発行しますので、介護保険事務所へお問い合わせください。

② 65歳以上で普通徴収（納付書払い）の方

納付した際の領収証書でご確認ください。納付した年ごとの合計になりますので、領収印の年月日でご確認ください。

③ 65歳以上で普通徴収（口座振替）の方または②の方で領収証書を紛失した場合

上記①と同様、翌年1月以降に『介護保険料納付証明書』を発行しますので、介護保険事務所へお問い合わせください。

④ 40歳～64歳で健康保険に加入している方

加入している健康保険組合等に、直接お問い合わせください。

⑤ その他

当年中に介護保険料の納め方が、「普通徴収から特別徴収に切り替わった方」、「特別徴収から普通徴収に切り替わった方」、「特別徴収のほかに普通徴収の追加があった方」、「普通徴収（納付書払い）から普通徴収（口座振替）に変わった方」、また「他の市町村から転入した方」、「65歳になった方」などは、それぞれで納付した額の合計金額になります。

※ 介護保険事務所のホームページ「OS介護ネット」（URL：<https://www.oskaigonet.or.jp/>）の「介護保険料Q&A」にも、上記のほか介護保険料に関する様々な情報を掲載しています。

【問い合わせ先】 介護保険事務所 保険給付班 TEL 0187-86-3911